

【台湾】同性婚の合法化

主幹 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

* 同性婚を認めない現行民法の規定は違憲だとした 2017 年の司法院大法官解釈に従い、18 歳以上の同性間の婚姻関係を保障する特別法が制定され、2019 年 5 月 24 日から施行された。

1 背景と経緯

(1) 司法院大法官第 748 号解釈

台湾では 1980 年代半ば以降、同性婚の法的承認を求めて、立法院への請願、行政訴訟の提起を始め、様々な活動が続けられてきた¹。性的マイノリティの権利擁護に対する社会的関心も年々高まっている。同性婚の法制化をめぐる立法院では、同性婚姻法案が 2006 年に初めて提出され、2012 年、2013 年、2016 年には民法改正案がそれぞれ提出されているが、反対意見も多く、いずれも成立に至らなかった。

そのような中で、同性間の婚姻を民法が認めていないことが違憲に当たるかどうかについて、司法院に対し憲法解釈の要請がなされた²。これについて、法令の違憲審査を行う司法院大法官會議は、2017 年 5 月 24 日、「司法院大法官第 748 号解釈」³において次のような憲法解釈を示した。

- ①同性婚を認めない民法第 4 編親族第 2 章婚姻の規定は、憲法第 22 条（婚姻の自由）及び第 7 条（平等権の保障）に違反している。
- ②この解釈の趣旨に従って、解釈の公布から 2 年以内に関係する法律の改正又は制定を行わなければならない。
- ③期限までに関係する法律の改正又は制定が行われなかったときは、同性の 2 人は、現行民法で定める手続に従って結婚登録を行うことができるものとする。

(2) 司法院大法官第 748 号解釈施行法の制定

大法官解釈に基づき、蔡英文政権は当初、民法改正を目指したが、賛成派と反対派の対立激化によりその実現は困難となった。賛成、反対の両派からはそれぞれ、民法改正による同性婚合法化への賛否を問う国民投票が提案され、2018 年 11 月 24 日、統一地方選挙と同時に実施された。この国民投票では、反対票が多数を占める結果となった。蔡政権は、2019 年 5 月 24 日が立法期限であることから、民法改正による同性婚の合法化を断念し、同解釈の施行を目的とする特別法の制定で対応することとした。

特別法の法案は 2019 年 2 月 21 日に閣議決定され、立法院での審議を経て、同年 5 月 17 日、出席 93 名、賛成 66 名、反対 27 名の賛成多数で可決された。成立した「司法院大法官第 748 号解釈施行法」⁴は、全 27 か条から成り、5 月 22 日に公布、同 24 日に施行された。同性婚の合法

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019 年 6 月 12 日である。

¹ 今日まで一貫して活動の中心となってきたのが、1986 年に同性愛者であることを公表した祁家威氏である。

² 憲法解釈を要請したのは、祁家威氏（前掲注(1)参照）と台北市政府である。

³ 「司法院釋字第 748 號解釋」司法院大法官 <<http://cons.judicial.gov.tw/jcc/zh-tw/jep03/show?expno=748>>

⁴ 「司法院釋字第 748 號解釋施行法」總統府公報 第 7425 號 <<https://lis.ly.gov.tw/lgcgi/ttspdf2?7425:2-7>>

化は、アジアの国・地域で初めてであり、世界では 27 番目となる。

2 法律の主な内容

(1) 同性婚姻関係の定義

同性婚姻関係とは、「同性の 2 人が共同生活を営むことを目的として、親密性及び排他性を有する永続的結合関係を成立させること」と定義される（第 2 条）。

(2) 同性婚姻関係の成立

同性婚姻関係が認められるのは満 18 歳以上であり、未成年者（20 歳未満）の場合は法定代理人の同意を必要とする（第 3 条）。

同性婚姻関係を成立させることができないのは、直系血族、直系姻族、4 親等以内の傍系血族（養子縁組による 4 親等傍系血族で世代が同じ者は除く。）、5 親等以内の傍系姻族で世代が異なる者、のいずれかに該当する場合である（第 5 条）。また、同じ性別の後見人、被後見人の間では、後見関係の存続中、被後見人の父母の同意がある場合を除き、同性婚姻関係を成立させることができない（第 6 条）。

何人も、民法上の婚姻関係又は同性婚姻関係を同時に 2 以上成立させることはできない（第 7 条）。また、同性婚姻関係を成立させるためには、当事者双方が、2 人以上の証人の署名がなされた書面をもって、戸政機関（戸籍関連業務を行う役所）において結婚登録を行わなければならない（第 4 条）。

(3) 同性婚姻関係の終了

同性婚姻関係は、当事者双方の合意により終了することができる（20 歳未満の未成年者の場合は、法定代理人の同意も必要）。終了するためには、2 人以上の証人の署名がなされた書面をもって、戸政機関に届け出なければならない（第 16 条）。

重婚、不倫、虐待、重篤な不治の病、3 年以上生死不明、その他同性婚姻関係を継続するのが困難な重大な理由があるときは、当事者の一方から裁判所に当該関係の終了を申し立てることができる（第 17 条）。同性婚姻関係の終了について裁判所で調停又は和解が成立したときは、当該関係は消滅する（第 18 条）。

(4) 同性婚姻関係における権利義務等

同性婚姻関係にある者は、互いに同居義務（第 11 条）及び扶養義務（第 22 条）を負う。当事者双方は、日常の家事において互いに代理人となる（第 13 条）。また、当事者双方の家庭生活の費用は、法律又は契約で別に定めるものを除き、当事者双方が各自の経済力、家事労働又はその他の事情に応じて分担する（第 14 条）。

当事者双方は、互いに法定相続人となり、民法相続編の相続人及び配偶者に関する規定が準用される（第 23 条）。

(5) 養子縁組

同性婚姻関係の当事者の一方が他方の当事者の実子と養子縁組を行う場合、民法の関係規定が準用される（第 20 条）。なお、民法の関係規定が準用されるのは、養子とする子供が当事者いずれかの実子である場合に限られている。

参考文献

- ・鈴木賢「アジアで一番乗り、台湾で同性婚実現へ—台湾司法院大法官第 748 号解釈を読み解く—」『法律時報』89 巻 9 号, 2017.8, pp.4-6.